

契約の締結につき議決を求めることについて  
(琵琶湖流域下水道東北部浄化センター建設工事)

以下の請負契約を締結することについて議決を求めるもの。

1. 工事名  
琵琶湖流域下水道東北部浄化センター建設工事
2. 工事場所  
彦根市 松原町
3. 工事の目的  
汚泥焼却設備の長寿命化工事。
4. 工事の概要  
汚泥焼却設備長寿命化工事
  - ・機械設備工事(汚泥焼却設備長寿命化工事)
  - ・電気設備工事(運転操作設備・計装設備・監視制御設備の改築更新工事)
5. 工期  
契約締結の日から平成34年3月31日
6. 契約金額  
2,161,000 千円
 

平成30年度	354,000 千円
平成31年度	625,000 千円
平成32年度	675,000 千円
平成33年度	507,000 千円
7. 契約の相手方  
東京都文京区湯島二丁目31番27号  
日本下水道事業団  
理事長 辻原 俊博

8. 契約の方法  
随意契約  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適しないもの)  
(随意契約理由)  
当該工事は、東北部浄化センターで発生する下水道汚泥を安定的に処理するためのプラント設備工事である。大規模であり、かつ高度な専門性が求められるが、本県では必要な執行体制を確保することが困難であるため、地方公共団体の下水道事業を支援するために設立された地方共同法人である日本下水道事業団と従来同様に随意契約する。

9. 事業計画

(単位:千円)

工事概要	工種区分	事業内容	図面番号	全体額	各年度額			
					H30	H31	H32	H33
汚泥焼却設備 長寿命化工事	機械設備 工事	汚泥焼却設備工事 機械設備工(移送コンバ'7他)	①	1,870,000	237,000	271,000		
		汚泥焼却設備工事その2 機械設備工(空気予熱器他)				180,000	381,000	
		汚泥焼却設備工事その3 機械設備工(焼却炉他)					294,000	507,000
	電気設備 工事	電気設備工事その2 8 監視制御設備工他	②	291,000	117,000	174,000		
計				2,161,000	354,000	625,000	675,000	507,000

